

令和6年3月18日  
高齢施策担当部高齢者支援課

## 地域包括支援センターの事業評価について

### 1 概要

地域包括支援センターについては、厚労省の通知に基づき、各自治体は毎年度、事業評価を行い国へ報告することとされている。

このたび、厚労省から全国の集計結果等が届いたことから本協議会へ報告する。

### 2 事業評価の目的

地域包括ケアシステムの確立に向けた取組を加速させるため、区および各センターにおけるセンター業務の取組状況に関する事業評価を実施することを通じ、事業の質の向上のための必要な改善を図ることを目的とする。

### 3 評価内容および評価の流れ

(1) 区および各センターは、厚労省が示す評価指標に基づき自己評価を行い、その結果について、厚労省へ報告する。

#### ア 評価方法

区および各センターによる自己評価

#### イ 評価項目数

区対象調査：59項目、センター対象調査：55項目

#### ウ 主な評価項目（詳細は別紙1、2のとおり）

①組織・運営体制等（組織運営体制、個人情報保護、利用者満足向上）

②個別業務（総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務、介護予防ケアマネジメント・介護予防支援）

③事業間連携

#### エ 評価対象年度

令和4年度の事業実績

#### オ 対象センター

区内27か所の地域包括支援センター

※うち2か所の地域包括支援センターについては令和5年4月1日開設のため、センターの概要および人員体制のみ報告を行った。別紙2に記載の評価の点数については、年間を通じた実績がないため暫定値となっている。そのため、区平均の点数については、この2か所を除外して算出した。

(2) 厚労省は、全国の結果を集計し、チャート化による見える化を行った上で、各自治体へ通知する。

- (3) 区は、その結果を踏まえて、地域包括支援センター運営協議会等において改善策の検討を行う。
- (4) 区およびセンターは、(3)の改善策を踏まえ、センター事業の改善に取り組む。

#### 4 評価結果

##### (1) 評価結果

	区得点	全国平均
区指標分	57点 (96.6%)	45.7点 (77.5%)
センター指標分	54.2点 (98.5%)	48.5点 (88.2%)

※センター指標分については、区内25センターの平均

##### (2) 改善に向けて検討すべき項目など

###### ① 区指標分 1(1)-8 組織運営体制（職員の確保・育成）

指標：センターの3職種（準ずる者含む）1人あたり高齢者数（圏域内の高齢者数/センター人員）の状況が1,500人以下であるか。

⇒「練馬区地域包括支援センターの人員および運営の基準に関する条例」では、「おおむね3,000人以上6,000人未満ごと」に3職種を置くこと、6,000人を超えたら3職種から1人増員することとされている。条例の基準は、厚労省の介護保険法施行規則に基づき定めており、現在もこの基準を満たす人員が配置されている。

###### ② センター指標分 3-55 事業間連携

指標：生活支援コーディネーター・協議体と地域における高齢者のニーズや社会資源について協議しているか。

⇒令和6年度から、日常生活圏域を福祉事務所単位の4地区から地域包括支援センター単位の27地区に見直しすることに合わせて、生活支援コーディネーターの体制も強化することとしている。各地域包括支援センターに生活支援コーディネーターを1名ずつ配置し、よりきめ細やかに活動することにより、高齢者のニーズの把握や社会資源にかかる協議についても充実を図る。

##### (3) 詳細

別紙1、2のとおり